

男女共同参画学協会連絡会 賛同学協会 平成26年4月要望書
「女性研究者・技術者がポテンシャルを最大限に発揮するために：課題と要望」
具体的施策に関する追加資料

男女共同参画学協会連絡会 提言・要望書 WG

要望書項目

2. 研究者のワーク・ライフ・バランス（WLB）基盤の定着

(2)既存の「女性研究者研究活動支援事業」、「育児復帰支援制度」及び「子育て・介護等支援制度」の推進と拡充

・ 研究者の育児休業・介護休業期間中の活動制限の緩和、休業期間中の研究環境維持を可能にする研究費の運用の実現

背景と課題：

大学・研究機関における男女研究者が育児や介護等のライフイベントに際して休業を取得することは育児・介護休業法で定められ、各機関において制度が整備され、認められている。一方、休業期間中のノーワーク・ノーペイの原則から、同期間中、研究者は研究活動に従事できず、研究指導に当たることができない。このため、女性研究者研究活動支援事業において、休業期間中の研究活動には、例えば、研究支援員の常勤や継続的な雇用が認められない等の種々の制限が設けられている。

しかし、当該研究者の休業中も、例えば、実験動物の飼育、植物の栽培、動植物細胞の培養、クローンの維持、菌株の保存等々の基本的作業は日々継続される必要がある。また、当該研究者は、学生・院生・研究員の指導、論文の執筆・投稿、研究費の申請、ホームページの維持管理等を通じて、チームの運営、チームへの参加を行い、研究業績を上げる必要がある。休業期間中の研究活動の継続、研究環境の良好な維持・管理は、キャリア形成とともに研究推進のための最重要課題の一つである。

また、政府においても、情報通信技術（ICT）を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方の推進が図られている。（総務省、テレワークの推進：

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/)

研究者はこれらのテレワークのシステムを駆使して、自身の属する研究チームと必要に応じてコンタクトをとることは、ICT 技術の進歩とともに可能になっており、女性研究者研究活動支援事業の制度面・資金面の支援の中に組み込まれることが期待される。

ICTを活用した柔軟な働き方を推進する国の方針と育児休業・介護休業に関する法律・規則等に由来する制度上の隘路、資金活用の制限の解消を要望いたします。

具体的要望：

1. ライフイベントに伴う休業や短時間勤務等の期間中の研究活動の継続、業績向上及び研究環境の維持を可能にするために、常勤の研究支援員の継続的配置を女性研究者研究活動支援事業の中で認めていただきたい。
2. 休業期間中の研究費の使用を認めていただきたい。
3. 在宅勤務を推進している機関の好事例の情報共有を促進していただきたい。